別記様式第41号（第26条第1項関係）

第　　　　　　号

年　　月　　日

様

和寒町長　　　　　　　　　　印

　　　　年度　納入通知書（介護保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書

＊　介護保険料額について次のとおり決定しましたので通知します。

＊　介護保険料額について次のとおり年金から特別徴収しますので通知します。

（＊について該当するものを記載）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被保険者氏名 |  | 被保険者番号 |  |
| 生年月日 |  | 性　別 |  |
| 決定事由 |  | 決定年月日 |  |

【1.年間保険料額】　　　　　　　　 【4.期別保険料額】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度に納付する保険料額  円 | |  | 納期・月 | | 変更前の保険料額 | | | 変更後の保険料額 | |
| 普徴収 | 特徴 | 普通徴収 | 特別徴収 | | 普通徴収 | 特別徴収 |
| 【2.これまでの保険料納付方法】 | | 第1期  第2期  第3期  第4期  随時期 | 4月  6月  8月  10月  12月  2月 |  |  | |  |  |
| 保険料徴収方法 |  |
| 特別徴収義務者 |  |
| 特別徴収対象年金 |  |
|  | |
| 【3.これからの保険料納付方法等】 | | 計 | |  |  | |  |  |
| 保険料徴収方法 |  | 合計額 | | （ア） | | | （イ） | |
| 特別徴収義務者 |  | 差引増減額 | | （イ）－（ア） | | | | |
| 特別徴収対象年金 |  | 保険料段階 | |  | | 第　　段階 | | |

【5.保険料算定の基礎】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 期　間 | 月数（１） | 所得段階区分 | 保険料率（２） | 保険料算出額(2)＊(1)/12 | 保険料額　　円 |
|  |  |  |  |  |  |

【6.普通徴収の場合の納期限】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 納　期 | 納期限 | 納　期 | 納期限 | 【お問い合わせ先】  和寒町保健福祉課介護保険係  （保健福祉センター）  住　　所　上川郡和寒町字西町111番地  電話番号　０１６５－３２－２０００ |
| 第1期  第2期  第3期  第4期  随時期 |  |  |  |

【不服の申立等】

1 　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、北海道介護保険審査会に対して審査請求することができます。

2 　また、決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、和寒町を被告として（訴訟において和寒町を代表する者は和寒町長となります。）、提起することができます。なお、決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合を除く。）でなければ提起することができないこととされています。

(1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。

(2) 決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当の理由があるとき。

3 　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。